

舟橋村告示第 16 号

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成事業実施要綱をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成事業実施要綱

(令和 8 年 5 月 1 日告示第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、舟橋村補助金交付規則（平成 15 年規則第 10 号）の規定に基づき、高齢者に対しスマートフォンの購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の情報通信機器の利用を促進し、デジタルデバイドの解消を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「スマートフォン」とは、インターネット接続機能を有する携帯情報端末をいう。

(対象者)

第 3 条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、スマートフォンを購入した日において舟橋村に住所を有する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 65 歳以上の者
- (2) スマートフォンを初めて購入する者又は従来型携帯電話からの買替えを行う者
- (3) 村が指定するスマートフォン教室を受講した者又は受講予定である者
- (4) 地域 ICT プラットフォーム型アプリ「結ネット」に登録することを同意する者
- (5) 村に納付すべき村税等の滞納がない者

(助成対象経費)

第 4 条 助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) スマートフォン本体購入費
- (2) 前号のスマートフォン用の充電器等の付属品購入費用（本体と同時購入に限る。）
- (3) 通信契約に関する事務手数料
- (4) 初期設定又はデータ移行に係る費用

(助成対象外経費)

第 5 条 通信料、通話料その他継続的に発生する経費は助成の対象外とする。

(助成額)

第 6 条 助成額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、その額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 助成額は、1 人につき 3 万円を上限に、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の制限)

第7条 助成金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 助成を受けようとする者は、スマートフォンの購入後に舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成申請書兼請求書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、スマートフォンを購入した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付の決定及び通知)

第9条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、助成を行うことを決定したときは、舟橋村スマートフォン購入費助成交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、助成を行わないことを決定したときは、舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 村長は、第1項の交付の決定をする場合において、対象者に対し、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 村が実施するスマートフォン活用事業への参加及び協力

(2) 地域ICTプラットフォーム型アプリ「結ネット」の利活用への協力

(3) その他村が実施するデジタル化推進施策への協力

(助成金の交付)

第10条 村長は、前条第2項の規定により助成を決定したときは、申請者に対し助成金を交付するものとする。

(調査)

第11条 村長は、必要があると認めるときは、申請内容について調査を行うことができる。

(助成金の返還)

第12条 村長は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成申請書兼請求書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 9 条関係)

舟橋村スマートフォン購入費助成交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成却下決定通知書
[別紙参照]

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

舟橋村長 宛て

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成金申請書兼請求書

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり費用の助成を申請します。

申請者 記入欄			
申請者		生年月日	S 年 月 日(歳)
住所	舟橋村	電話番号	
請求額	金 円		
振込先	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所
	口座 名義		預金種別 普通 ・ 当座
			口座番号
同意欄			
<p>申請にあたり、以下のことについて同意します。（同意する場合、各項目にチェックをつけてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請内容について必要に応じて舟橋村が住民登録情報及び所得について閲覧及び確認をすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 舟橋村が指定するスマートフォン教室を受講すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域 ICT プラットフォーム型アプリ「結ネット」に登録すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 助成金を重複して受けたとき又は不正に受けたときは、当該助成金を返金すること。</p>			

【添付書類】

(1) スマートフォンの購入に係る領収書（購入日、申請者氏名、品目及び金額の記載があるもの）

様式第2号（第9条関係）

舟発第 号

年 月 日

様

舟橋村長

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成金について、舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成事業実施要綱に基づき、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 交付額 金 _____ 円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

様式第3号（第9条関係）

舟発第 号

年 月 日

様

舟橋村長

舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成金について、舟橋村高齢者スマートフォン購入費助成事業実施要綱に基づき、次のとおり却下することを決定しましたので通知します。

記

1 理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。